

建築基準法第43条第2項第1号
の認定に関する基準

建築基準法第43条第2項第1号の認定に関する判断基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅（専用住宅（2世帯住宅を含む。））に関する認定における判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用をはかることを目的とする。

(運用の原則)

第2 法第43条第2項第1号の規定による認定の対象は、次の各項のいずれかに掲げるものとする。

1 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第10条の3第1項第1号の規定に該当する道は、公共の用に供する幅員4m以上の次の道に2m（大阪府建築基準法施行条例で規定する場合にあってはその長さ。以下第2項及び第3項において同じ。）以上接するものとする。

- ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- ② 河川等の管理用の道
- ③ 国又は地方公共団体の管理する道
- ④ 空港の管理道

2 規則第10条の3第1項第2号の規定に該当する道は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であって、かつ、平成11年5月1日時点において既に立ち並びのある幅員4m以上の道に2m以上接するものとする。

3 建築物の敷地と道路の間に河川等がある場合で、橋や蓋等により道路に2m以上接する敷地における建築物について、その河川等の管理者による占用許可等を得た橋や蓋等、若しくは当該管理者により築造された橋や蓋等で通行上支障がないもの。

ただし、河川法等の適用を受けない水路で管理者による占用許可等を得て、橋や蓋等を含めて一団の敷地と認められる場合は、道路に接するものとみなし、法第43条第1項本文の要件をみたすものとする。

(土地所有者等による承諾)

第3 第2第2項に該当する道については、当該認定の申請者等が当該道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者の承諾があること。

- ① 当該道の敷地となる土地の所有者
- ② 当該道の敷地となる土地に関して権利を有する者
- ③ 当該道を令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者

(その他の基準)

第4 認定に係る建築物は、次の各項に掲げる基準に適合すること。

- 1 その敷地が接する道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。
- 2 その敷地が接する道について、一定の舗装の整備がなされていること。
- 3 その敷地が接する道の管理者とその整備等について協議を行い、側溝等の整備が完了すること。

(附則)

この基準は、平成30年9月25日から施行する。

(附則)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

建築基準法第43条第2項第1号の認定に関する基準改正経緯	
平成30年9月25日 制定 (同日付施行)	◎ 認定に関する判断基準
令和2年4月1日 改正 (同日付施行)	○ 認定に関する判断基準 (全部改正)